

滝川市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年12月27日(火) 15時30分から16時23分
2. 開催場所 滝川市庁舎3階301・302会議室
3. 出席委員(12人・議席番号順)

会長

会長職務代理者 内野 淳 志

委員 12人

4. 欠席委員 4人

5. 議事日程

- 1 会長あいさつ
 - 2 議事録署名委員の指名
 - 3 会期の決定について
 - 4 報告1 一般事務報告について
 - 5 議案1 農地法第18条第6項の規定による届出について
 - 6 議案2 農地法第3条に基づく利用権の中途解約について
 - 7 議案3 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 8 議案4 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 - 9 議案5 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
 - 10 議案6 農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定に基づく要請について
 - 11 議案7 現況証明願について
 - 12 協議1 農業委員会法令遵守の申し合わせ決議について
6. 農業委員会事務局職員

議 長	(会長職務代理、挨拶の後) それでは只今から第30回農業委員会総会を開催します。 本日出席委員は12名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しています。木幡会長が欠席のため職務代理者である私が議長を務めます。木幡会長、畠山委員、岩崎委員、平沢委員より欠席の届出が出ております。 議事日程2番、議事録署名委員の指名は、議長において指名してよろしいですか。
各 委 員 議 長	(異議なしの声あり) 本日の議事録署名委員に12番、本元委員、1番、菊池委員を指名いたします。 議事日程3番、会期の決定について、会期を本日限りとすることによろしいですか。
各 委 員 議 長	(異議なしの声あり) 会期は本日1日限りといたします。 議事日程4番、報告第1号、一般事務報告について、事務局に説明を求めます。
説 明 員	報告第1号、一般事務報告について説明します。 (報告第1号について資料により報告)
議 長	説明が終わりました。質疑意見を求めます。
各 委 員 議 長	(なしの声あり) なしということで質疑意見を終了いたします。報告第1号については、報告済・承認とします。 議事日程5番、議案第1号、農地法第18条第6項の規定による届出について事務局に説明を求めます。
説 明 員	議案第1号、農地法第18条第6項の規定による届出について説明します。今月は5件です。 1番、江部乙町 番、現況地目「畑」、面積49,667㎡、さんとさんの解約です。解約理由は、借主の申出によるものです。農地集約化に

	伴う遠隔地の農地を整理したかった事に加えてこの農地内に さんの子である さんが定年退職の後、滝川市に転入し、新たに居宅を建築し移住、農業を行い農地も管理するということで今回解約に至ったものです。 2番と3番は耕作者 さんの借主の申出による解約です。老齢と傷病による農業経営の縮小による解約です。貸借地を所有者に返却後は来月以降新たに貸借する予定です。 2番、北滝の川 番、現況地目「田」、面積 14,999 m²、 さんの解約です。 3番、北滝の川 番、現況地目「田」、面積 54,281 m²、 さんの解約です。 4番、江部乙町 番、現況地目「田」面積 60,058.84 m²、「畑」1,492 m²、 さんと さんの解約です。法人の経営が安定化したため賃貸料を江部乙西地区の平均額 11,500 円に改定するため解約します。解約後は3条で賃貸借します。一家族の構成による農業法人でその家族の一員の農地を法人で利用集積とするのは好ましくないとの通達があったため3条で貸借します。 5番、江部乙町 番、現況地目「田」、面積 33,454 m²、 さんと さんの解約です。借主の申出による解約です。老齢による農業経営の縮小による解約です。貸借地を所有者に返却後は売却する予定です。 本案件は、賃貸借の解約がいずれも成立していると認められることからよろしくご審議のほどお願いいたします。以上で説明を終わります。 議長 説明が終わりました。質疑意見を求めます。 各委員 (なしの声あり) 議長 質疑、意見を終了いたします。議案第1号について、原案のとおり可とすることよろしいですか。 各委員 (異議なしの声あり) 議長 議案第1号について、原案のとおり決定とします。 議事日程6番、議案第2号、農地法第3条に基づく利用権の中途解約
--	---

説 明 員	について審議を求めます。事務局に説明を求めます。 議案第 2 号、農地法第 3 条に基づく利用権の中途解約について説明します。農地法 3 条使用貸借の解約です。これまで 3 条使用貸借の解約は、農地法第 1 8 条第 6 項の規定の中で説明していましたが、農地法第 1 8 条第 6 項は、賃貸借に伴うもので同項で取り扱うものではないので、今回から別議案として取り扱います。 1 番、江部乙町 番、現況地目「畑」、面積 14,269 m²、さんと さんとの解約で解約理由は、借主の申出によるものです。農地の集約化に伴う遠隔地の農地の整理です。解約後は、議案第 5 号で説明しますが、近隣耕作者に賃貸借する予定です。 2 番、江部乙町 番、現況地目「田」130,637 m²、「畑」2,025 m²、さんと さんとの解約です。法人の経営が安定化したため賃貸料を江部乙西地区の平均額 11,500 円で貸借及び、法人設立後に購入した農地の支払が終わった分について、法人に売却するため解約します。 本案件は、農地法に基づく合意解約がなされているので、解約が成立していると認められることからよろしくご審議のほどお願いいたします。以上で説明を終わります。
議 長	説明が終わりました。議案第 2 号申請番号 1 番を除く 1 件について、質疑意見を求めます。
各 委 員	(なしの声あり)
議 長	質疑、意見を終了いたします。議案第 2 号申請番号 1 番を除く 1 件について、原案のとおり可とすることによろしいですか。
各 委 員	(異議なしの声あり)
議 長	議案第 2 号申請番号 1 番を除く 1 件について、原案のとおり決定とします。次に議案第 2 号申請番号 1 番については、農業委員会法第 3 1 条に基づき委員の退室をお願いします。 (委員 1 5 : 3 9 退室)
議 長	議案第 2 号申請番号 1 番について、質疑意見を求めます。
各 委 員	(なしの声あり)

議 長	質疑意見を終了いたします。議案第 2 号申請番号 1 番については、原案のとおり可とすることによろしいですか。
各 委 員	(異議なしの声あり)
議 長	議案第 2 号申請番号 1 番については、原案のとおり決定といたします。委員の入室をお願いします。
	(委員 1 5 : 4 1 入室)
議 長	議事日程 7 番、議案第 3 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について審議を求めます。事務局に説明を求めます。
説 明 員	議案第 3 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について説明します。今月は賃貸借権 2 件、所有権移転 1 件です。
	1 番、江部乙町 番、「田」 60,058.84 m ² 、「畑」 1,492 m ² 、さんとさんの 3 条賃貸借です。
	2 番、江部乙町 番、「田」 76,946 m ² 、さんとさんの 3 条賃貸借です。賃貸料は反あたり「田」 11,500 円、「畑」 3,000 円で 1 0 年契約です。
	3 番、江部乙町 番、「田」 53,991 m ² 、「畑」 2,025 m ² 、さんとさんの売買による所有権移転です。法人設立後に取得した農地について、さんが取得して法人に貸借していましたが、法人の経営が安定化したため法人に売却するものです。さんが購入した金額で売却します。
議 長	説明が終わりました。質疑、意見を求めます。
各 委 員	(なしの声あり)
議 長	質疑、意見を終了いたします。議案第 3 号について、許可申請は許可相当とすることによろしいですか。
各 委 員	(異議なしの声あり)
議 長	議案第 3 号については原案のとおり決定といたします。
	議事日程 8 番、議案第 4 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について事務局に説明を求めます。
説 明 員	議案第 4 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について説明

議 長 各 委 員 議 長	いたします。今月は所有権移転3件、賃貸借権1件です。 1番、東町 番、現況地目「畑」、譲渡人 さん、譲受人 さん。転用面積 786 m²、第二種中高層地域内、転用目的は一般個人住宅の建築です。申請者は市内のアパートに居住しており、手狭になってきたことから住宅を新築するため当該農地を取得することとなりました。別添資料 29 に位置図、施設の概要と工期については右側備考欄のとおりです。 2番、新町 番、現況地目「畑」、貸主 さん、借主 さん。転用面積 2,040 m²、第一種住居地域内、申請地は一部「宅地」 2,702.02 m²と「雑種地」 105 m²を含む合計 4,847.02 m²、転用目的は店舗の建築です。別添資料 30 に位置図、工期については右側備考欄、配置面積は記載のとおりです。 3番、扇町 番、現況地目「畑」、譲渡人 さん、譲受人 さん。転用面積 394.26 m²、第二種中高層地域内、転用目的は一般個人住宅の建築です。申請者は市内のアパートに居住しており、手狭になってきたことから住宅を新築するため当該農地を取得することとなりました。別添資料 31 に位置図、施設の概要と工期については右側備考欄のとおりです。 4番、扇町 番、現況地目「宅地」、譲渡人 さん、譲受人 さん、さん。転用面積 288 m²、第一種低層地域内、転用目的は一般個人住宅の建築です。現況地目「宅地」 27.04 m²を含む 315.04 m²に建築します。申請者は結婚後の新居として、住宅を新築するため当該農地を取得することとなりました。別添資料 32 に位置図、施設の概要と工期については右側備考欄のとおりです。 以上1番から4番まで用途区域内にある第三種農地で周辺は宅地化が進んでおり、周辺の農地等への影響はなく転用目的も適正であり、必要な資金力もあり、農地転用して申請に係る用途に供することが認められますので審議をお願いいたします。以上で説明を終わります。 説明が終わりました。質疑、意見を求めます。 (なしの声あり) 質疑、意見を終了いたします。議案第4号について、許可申請は許可
------------------------------------	---

各 委 員 議 長	相当とすることで、よろしいですか。 (異議なしの声あり) 議案第4号については原案のとおり決定いたします。 まもなく午後4時になることから、農業委員会会議規則第7条により会議を延長します。
説 明 員	議事日程9番、議案第5号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について審議を求めます。事務局に説明を求めます。 議案第5号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について説明いたします。 今月は貸借権の設定が16件、使用貸借2件、所有権移転1件です。更新案件については、氏名と期間、10a当たり金額のみ説明とします。 1番、 さんから さん、期間は7年間、10a当りの賃借料は、5,000円です。 さんは7年後に農業廃業する予定なので7年としたものです。 2番、 さんから さん、期間は5年間、10a当りの賃借料は、11,500円です。位置図では全部同じになっていますが さんの農地は外側の農地で条件が良いところなので平均の額としています。 3番、 さんから さん、期間は5年間、10a当りの賃借料は、10,000円です。 4番、 さんから さん、期間は5年間、10a当りの賃借料は、10,000円です。 5番、 さんから さん、期間は5年間、10a当りの賃借料は、3,000円です。 6番、 さんから さん、期間は5年間、10a当りの賃借料は、10,000円です。 7番、 さんから さん、期間は5年間、10a当りの賃借料は、10,000円です。 8番、 さんから さん、期間は5年間、10a当りの賃借料は、

	10,000 円です。 9 番、 さんから さん、期間は 5 年間、10a 当りの賃借料は、3,000 円です。 10 番、 さんから さん、期間は 5 年間、10a 当りの賃借料は、8,000 円です。江部乙中地区の 線沿いの農地です。 11 番、 さんから さん、期間は 5 年間、10a 当りの賃借料は、10,000 円です。 12 番、 さんから さん、期間は 1 0 年間、10a 当りの賃借料は、3,000 円です。 13 番、 さんから さん、期間は 5 年間、10a 当りの賃借料は、11,500 円です。 14 番から 16 番までは新規の賃貸借となります。 14 番、江部乙町 番、地目「畑」面積 9,399 m²、 さんから さんへの賃貸借で期間は 1 0 年間、10a 当りの賃借料は、2,000 円です。所有者の老齢による農地の維持管理困難のため、 さんに賃貸借するものです。 15 番、江部乙町 番、地目「畑」面積 14,269 m²、 さんから さんへの賃貸借で期間は 4 年間、10a 当りの賃借料は、1,000 円です。農地集積のため遠隔地の農地を近隣耕作者である さんに賃貸借するものです。近隣耕作地の賃貸料に併せ、満了期間も併せたものです。 16 番、江部乙町 番、地目「田」面積 8,923 m²、 さんから さんへの賃貸借で期間は 1 年間、10a 当りの賃借料は、8,000 円です。所有者の高齢化による農地の維持管理困難により農地売却を検討していた農地ですが、耕作者の さんが秋小麦を蒔いてしまったため売買できず、やむなく 1 年間賃貸借するものです。 17 番、18 番は使用貸借の更新です。 17 番、 さんから さんへの使用貸借で期間は 5 年間です。 18 番、 さんから さんへの使用貸借で期間は 5 年間です。 所有権移転の説明は各あっせん常任委員会から説明いたします。
--	---

議 長	以上で説明を終わります。
説 明 員	江部乙西地区あっせん常任委員会委員長から説明をお願いいたします。 江部乙西地区あっせん常任委員会の結果を報告いたします。売り手さんから江部乙町 番の売渡のあっせんの申出が10月8日にありましたので、農事組合に農地あっせんの申出を通知したところ、さん、さんから買受けのあっせん申出があったことから、江部乙西地区あっせん常任委員会を12月16日午前10時5分から市役所3階302会議室で開催しました。出席者は売り手さん、買い手さん、さん。委員の出席は江部乙地区8名、事務局2名の出席の中あっせんを行いました。あっせん結果の内容は、買い手が2名となり、滝川市農地移動適正化あっせん基準により順位を判定した結果、さんが順位1位となりましたが、当該農地にさんが秋小麦を蒔き終わっており、さんの経営状況を勘案して、令和5年の1年間のみさんが賃貸借で耕作し、小麦収穫以降にさんに売買することとして今回のあっせんは不成立となりました。以上のあっせんとなりましたので報告いたします。
議 長	所有権移転申請番号1番について、滝川東地区あっせん常任委員会委員長から説明をお願いいたします。
説 明 員	滝川東地区あっせん常任委員会の結果を報告いたします。1番、売り手さんから南滝の川 番「田」9,854 m²の売渡のあっせんの申出が10月5日にありましたので、農事組合、耕作者さんに農地あっせんの申出を通知したところ、さんから買受けのあっせん申出があったことから、滝川東地区あっせん常任委員会を12月16日午後1時55分から市役所3階302会議室で開催しました。出席者は売り手さん、買い手さん、委員の出席は滝川地区8名、事務局2名の出席の中行い、あっせんは成立となりました。あっせん結果の内容は、面積「田」9,854 m²、土地条件として地番 番は一部はまるところ有り。価格としては10a当たり「田」26万円、総額2,562,040円となっています。附帯物件はありません。以上のあっせんとなりましたので報告いたしま

議 長	す。
各 委 員	説明が終わりました。議案第 5 号、賃貸借権設定申請番号 1 5 番を除く 1 8 件について、質疑、意見を求めます。
議 長	(なしの声あり)
各 委 員	質疑意見を終了します。議案第 5 号、賃貸借権設定申請番号 1 5 番を除く 1 8 件について、許可申請は許可相当とすることによろしいですか。
議 長	(異議なしの声あり)
各 委 員	議案第 5 号、賃貸借権設定申請番号 1 5 番を除く 1 8 件について、原案のとおり決定といたします。次に議案第 5 号、賃貸借権設定申請番号 1 5 番については、農業委員会法第 3 1 条に基づき委員の退室をお願いします。
議 長	(委員 1 6 : 0 4 退室)
各 委 員	議案第 5 号、賃貸借権設定申請番号 1 5 番について、質疑意見を求めます。
議 長	(なしの声あり)
各 委 員	質疑意見を終了いたします。議案第 5 号、賃貸借権設定申請番号 1 5 番については、許可申請は許可相当とすることによろしいですか。
議 長	(異議なしの声あり)
各 委 員	議案第 5 号、賃貸借権設定申請番号 1 5 番については、原案のとおり決定といたします。委員の入室をお願いします。
議 長	(委員 1 6 : 0 5 入室)
説 明 員	議事日程 1 0 番、議案第 6 号、農業経営基盤強化促進法第 1 6 条第 1 項の規定に基づく要請について意見を求めます。事務局に説明を求めます。
	議案第 6 号について説明します。
	1 番、1 0 月 8 日、さんより江部乙町 番、地目「田」25,404 m ² の売渡のあっせんの申出がありましたので、1 1 月 2 1 日、農事組合に農地あっせんの申出を通知したところ、1 1 月 2 9 日、さんから買受け

のあっせん申出があったことから、江部乙西地区あっせん常任委員会を 12月16日10時5分から市役所3階302会議室で開催し、あっせんは成立となりましたが買い手の さんより今すぐの購入が難しい旨の申し出があり、農用地の利用集積を図るため、北海道農業公社による買い入れが必要であると認められることから、農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定に基づき、滝川市長に要請するものです。土地条件として沼の端で良い土地ではない、特に南側の1枚は条件が悪いとのこと。あっせんの価格は、10a 当たり「田」28万円、買入総額7,113,000円となっています。千円以下の端数がつきますが、農業公社の農地保有合理化事業扱いなので切り捨てとなります。買入対象農地の農用地利用集積計画は来年1月の農業委員会総会に上程する予定です。附帯物件はありません。

2番、10月5日、 さんより南滝の川 番、「田」45,865㎡、「畑」2,981㎡の売渡のあっせんの申出がありましたので、11月21日、農事組合、耕作者 さんに農地あっせんの申出を通知したところ、11月25日、 さんから買受けのあっせん申出があったことから、滝川東地区あっせん常任委員会を12月16日13時55分から市役所3階302会議室で開催し、あっせんは成立となりましたが買い手の さんより今すぐの購入が難しい旨の申し出があり、農用地の利用集積を図るため、北海道農業公社による買い入れが必要であると認められることから、農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定に基づき、滝川市長に要請するものです。土地条件としてパイプラインは入っているが、排水は古いままで西側の2筆は石が多く、1シーズンで2回位ロータリーの爪の交換が必要になる、417番1から4については、基盤整備外で試験圃場になっている土地とのこと。あっせんの価格は、10a 当たり「田」26万円、「畑」5万円、買入総額12,073,000円となっています。千円以下の端数がつきますが、農業公社の農地保有合理化事業扱いなので切り捨てとなります。買入対象農地の農用地利用集積計画は来年1月の農業委員会総会に上程する予定です。附帯物件は南滝の川 番、

		地目「宅地」1,587.83 m²、同 番「雑種地」369 m²で無償譲渡です。以上で説明を終わります。
議 長		説明が終わりました。質疑意見を求めます。
各 委 員		(なしの声あり)
議 長		質疑意見を終了します。議案第6号について、原案のとおり可とすることによろしいですか。
各 委 員		(異議なしの声あり)
議 長		議案第6号については、原案のとおり決定といたします。 議事日程11番、議案第7号、現況証明願について審議を求めます。事務局に説明を求めます。
説 明 員		議案第7号について説明いたします。今月は1件です。雪が降り積もっていますが、当該申請地は建築物等があり降雪時期でも現地確認ができると判断したことから現況証明願を受理しました。 1番、花月町 番、登記地目「畑」、面積は570 m²。現況「雑種地」です。所有者は、 さんです。申請地は農地法が施行される以前の大正2年に取得した土地で、車庫兼倉庫や庭園等を造成されていますが、所有者が売買を検討しているため現況証明願の届出となりました。現況については、備考欄のとおり3名の農業委員とそれぞれ現地確認をしたところです。以上審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長		説明が終わりました。質疑意見を求めます。
各 委 員		(なしの声あり)
議 長		質疑意見を終了します。議案第7号について、許可申請は「許可相当」とすることによろしいですか。
各 委 員		(異議なしの声あり)
議 長		議案第7号については、原案のとおり決定といたします。 議事日程12番、協議第1号、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について事務局に説明を求めます。
説 明 員		協議第1号、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について説明します。お手元の紙面をご覧ください。農業会議から農業委員会会長あて

		に文書が来ており、令和元年１０月以降、各地の農業委員会で起きた農業委員の不祥事について、令和元年１１月２８日に開催された全国農業委員会会長代表者集会で農業委員等の綱紀保持に関する申し合わせが決議され、農業委員会組織の綱紀粛正の徹底を図ることが全国レベルで確認されました。この主旨に乗っ取り、各市町村の農業委員会総会で別紙のような法令遵守の申し合わせ決議を行ってほしいという要請があったところです。今後も綱紀保持の姿勢を強く打ち出すために毎年度、１回以上の同様の取り組みを実施されるよう北海道農業会議より依頼が来ていますので昨年に引き続き、決議をするものでございます。私が決議文を読み上げますので、内容についてご確認のうえ、徹底いただけるようお願いいたします。（決議文読み上げ）以上です。
議	長	説明が終わりました。協議第１号について質疑、意見を求めます。
各	委 員	（なしの声あり）
議	長	質疑意見を終了します。協議第１号について、原案のとおり可とすることよろしいですか。
各	委 員	（異議なしの声あり）
議	長	協議第１号について、原案のとおり決定といたします。本日の議案については、以上でございます。
		その他団体推薦の委員さんから連絡事項等ありましたらお願いいたします。 （各推薦委員から事務連絡あり）
議	長	その他、事務局からお願いいたします。
説 明 員		（行事日程について資料に基づき報告） 第３１回総会は１月３０日１５時３０分からということで決定します。 以上をもちまして、第３０回滝川市農業委員会総会を閉会いたします。皆さんご苦労さまでした。（１６：２２）